

退院請求・処遇改善請求について

精神保健福祉法 第38条の4

精神科病院に入院中の者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を探ることを命じることができる。

上記精神保健福祉法第34条の2の規定により希望すれば入院患者さんは、退院請求・処遇改善請求をすることが出来ます。

ご希望の方は、看護師、相談員、担当医等にご相談下さい。

中山記念病院 院長